

茅野市建設工事入札参加資格の審査項目及び基準について

茅野市建設工事入札制度合理化対策要綱第6条に規定する審査の項目及び基準については、下記のとおりとする。

記

- 1 総合数値の算定 同要綱第6条第1号に規定する総合評定値(P点)に、同要綱第6条第2号から6号に規定する新客観点数(下表参照)を単純加点する。
- 2 加点の上限 新客観点数の加点は、総合評定値(P点)の25%を上限とする。
- 3 審査基準日 審査の申請をする日の属する年度の10月1日とする。
- 4 新客観点数表

項目		加点内容	加点の考え方
業者育成	市内本店認定	審査基準日において、市内に本店を有する者及び支店・営業所等の認定基準を満足している者に加点する。 ※ 10点	自己申告 又は 財政課確認
工事成績	工事实績評定	審査基準日直前3年度にしゅん工し、工事成績評定の対象となった各工種に係る工事成績平均点に応じ、加(減)点する。 ※ 加(減)点 = (平均点 - 65点)	財政課資料による
地域貢献	災害協定	審査基準日において、組合等が茅野市と「災害時における応急対策協力に関する協定」を締結している場合に当該組合等を構成する者に加点する。 ※ 10点	防災課資料による
	消防団協力	審査基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録を受けている者に加点する。 ※ 10点	消防課資料による
	除排雪業務	審査基準日直前3ヶ年において、市道除排雪業務(凍結防止剤散布業務を含む。)又は、公共施設(医療機関含む。)の除排雪受託実績を有する者に加点する。 ※ 30点 = (1ヶ年10点 × 3ヶ年)	建設課資料 又は 自己申告による
	水道緊急当番業務	審査基準日において、水道緊急当番として待機業務契約を締結し、現に緊急出動している者に加点する。「管」及び「水道施設」業種のみ加点の対象とする。 ※ 30点 = (1ヶ年10点 × 3ヶ年)	水道課資料による
経営意欲	茅野市はつらつ事業所認定	審査基準日において、「茅野市はつらつ事業所」の認定を取得している者に加点する。 ※ 10点	商工課資料による
技術力	入札参加停止	審査基準日直前3年間ににおける入札参加停止の期間(1ヶ月に満たない場合は1ヶ月として算定)により減点する。 ※ 入札参加停止月数 × (-10点) 最大15点までの減点	財政課資料による